つて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第三の十一(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{533\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=11}^{13}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　都市生活環境整備特別対策事業（一般単独（一般）事業債の対象とされた電線類地中化事業、都市環境緑

つて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第三の十一(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{560\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=11}^{13}(B_n \times C_n)}{560\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　都市生活環境整備特別対策事業（一般単独（一般）事業債の対象とされた電線類地中化事業、都市環境緑